

23富士見ふるさと祭り模擬店出店要領



はじめに（出店目的）

「富士見ふるさと祭り」は、市内の各種団体を中心に実行委員会を組織し、市民の皆さまの力で創り上げる市の一大イベントです。その中でも、市内在住・在勤者で構成される非営利団体の方々にご参加いただいている模擬店は、祭りを盛り上げるうえで欠かせないものとなっています。

祭りにご来場される市民の皆さんが、富士見市を「ふるさと」として愛着を深め、安心して楽しむことができる祭りを、実行委員会と模擬店として参加される皆さまで創りあげてまいりたいと思います。

また、富士見ふるさと祭りは、「会場の美化やゴミの減量化」に努めるとともに、富士見市暴力団排除条例の趣旨を踏まえた活動にも取り組んでまいりますので、ご協力をお願いいたします。

★留意事項★

- ①出店者は本要領を遵守し、富士見ふるさと祭りの風情ある雰囲気づくりに協力すること。
- ②出店にあたり、繰り返しの注意にもかかわらず本要領を守らない場合は、実行委員会において、出店の取り消し及び次回以降の出店のお断りをさせていただきます。

1 開催日時

10月28日（土）午前9時から午後4時まで

2 会場

文化の杜公園、市役所南側駐車場、市職員駐車場（諏訪小学校北側）、市民文化会館キラリ☆ふじみ

※一般模擬店のほか、市内商工・農業団体及びキッチンカーの出店も予定しています。

3 参加資格・条件

- (1) 市内在住・在勤者で構成されている非営利団体で3名以上のグループであること。（未成年者のみの団体は不可）
※市外の団体で出店を希望する場合は、事務局（協働推進課）までご相談ください。
- (2) 出店箇所とその周辺の清掃を随時行い、祭りの会場美化及びゴミの適正処理を行うこと。
- (3) 暴力団排除活動の一環として、実行委員会が提出書類の一切を警察等に問い合わせることに関し、何ら異議申し立てを行わず、率先して協力すること。
- (4) その他出店に関する事項について、実行委員会、警察、消防及び保健所の指示に従うこと。

◎以下に該当する場合は、参加できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である者
- ・暴力団又は暴力団員が出店申込者等の営業を支配するもの
- ・法人で、その役員又は主要な従事者が暴力団員であるもの
- ・営利活動、広告宣伝を主目的として参加するもの
- ・政治的内容のチラシを配る等の政治的行為、布教活動等を行うもの
- ・その他富士見ふるさと祭りの風紀を乱し、又は乱すおそれがあると実行委員会が認める者



4 出店申込み

受付期間内に所定の申込書類に必要事項を記入し、出店費用を添えて次のとおり申し込んでください。

※より多くの団体に出店していただくため、同一団体からの複数の申込みは枠に余裕があった場合のみ可とします。

(1) 受付期間 8月7日(月)午前9時から9月4日(月)午後5時まで

(土・日・祝日は除く)

(2) 受付場所 富士見市役所 2階 協働推進課

(3) 募集店数 30店(先着順)

・受付期間内であっても、募集店数に達した時点で受付は終了とします。

(4) 申込書類

①模擬店出店申込書

②誓約書(当日従事者名簿含む。)

③臨時出店の概要

④露店等の開設届出書 ※火気器具・電気器具を使用する場合

⑤細菌検査申込書兼同意書 ※実行委員会指定の検体検査を受検する場合

⑥出店費用 ※出店費用の支払いは、現金のみです。

項目	単価	備考
①出店料	10,000円	テント、備品(机1台、イス2脚)あり。
②ごみ処理負担金	2,000円	※飲食模擬店のみ
③追加備品代 机	1,200円/1台	
④ // イス	300円/1脚	
⑤電気使用料	500円/500W	
⑥飲食物危険補償特約保険料	500円	※飲食模擬店のみ
⑦細菌検体検査料	900円/1検体	

・持参のみ受け付けます。郵送、FAX、電話等での申し込みは受け付けません。

※出店申込書は協働推進課窓口に用意しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

・申込み後、出店費用は返金いたしません。ただし、富士見ふるさと祭りが中止となった場合に限り、出店料のみ返金します。(その他の出店費用については返金いたしません。)

5 出店者説明会

(1) 日時 9月20日(水) 午後1時30分から

(2) 場所 富士見市役所2階 第1・2・3会議室

- ・説明会には**必ず出席**してください。また、説明会で指示を受けた事項については、当日従事者全員に周知してください。
- ・説明会終了後、出店位置の抽選を行います。なお、出店位置の変更希望がある場合は、他の出店者の合意が得られた場合のみ対応します。
- ・説明会出席者に「駐車許可証」及び「出店許可証」を配布します。

※再発行はいたしません。

6 出店資格審査

(1) 「誓約書」は、自署していただき**必ず提出**してください。出店者が暴力団関係者等に該当しないことを確認するため、「誓約書」裏面の当日従事者名簿をもとに、警察に照会を行います。

(2) 富士見ふるさと祭りの当日は、氏名・住所及び生年月日が記載されている顔写真付身分証明書（運転免許証など）を携帯し、実行委員会及び警察から提示を求められた際には、これを提示する等、従事者確認へのご協力をお願いします。



7 飲食物の取り扱いについて

(1) 細菌検体検査の受検

- ・調理従事者は、**必ず細菌検体検査（O-157の検査項目を含むもの）を受検してください。**
- ・希望される方は、実行委員会で取りまとめて検体検査を行いますので、申込みの受付期間内にお申し出ください。なお、その際は「細菌検査申込書兼同意書」の提出及び検査料（1検体 900円）の支払いが必要となります。

• 検体の提出

①期間 **9月20日（水）午前9時から午後5時まで**

9月21日（木）午前9時から正午まで

※期間内のみ受付します。

②場所 富士見市役所2階 協働推進課

- 各団体が個別に受検した検査結果（0-157の検査項目を含むもの）も受け付けます。開催日の2か月前の結果より有効としますが、できるだけ開催日に近いものをご提出ください。

①提出期限 **9月21日（木）正午まで**

②提出場所 富士見市役所2階 協働推進課

（2）保険への加入

- 飲食料品を扱う団体の方には、必ず実行委員会指定の賠償責任保険（飲食物危険補償特約）に加入していただきます。

• 飲食物危険補償特約の内容

①保険種類 富士見ふるさと祭りの賠償責任保険
（飲食物危険補償特約）

②保険期間 令和5年10月28日の一日間

③保険料 **1店につき500円**

④補償内容 事故 1名5,000万円（限度3億円）
物損 3,000万円限度

※富士見ふるさと祭りに出店中、各出店で提供した飲食物や製造販売した物の欠陥が原因で生じた万一の食中毒等の事故に対して、被保険者（出店者）が法律上の賠償責任を負った場合に補償されます。

（3）保健所からの指導事項等

- 容器、スプーン等は使い捨てのものを使用してください。
- 模擬店で使用する水道水は、必ず指定の場所で確保してください。なお、野菜等を洗う場合は、排水がつかまらないように十分注意してください。
- 汁物等（うどん、とん汁等）を取り扱う出店者の方は、残った汁等は持ち帰るか、流し台脇に設置されているバケツに捨ててください。また、衛生上、

会場内（駐車場、植栽帯、U字溝等）には捨てないでください。

- 取扱品の主な仕入先を「模擬店申込書」にご記入ください。
- その他詳細については、食品衛生講習（出店者説明会時に開催）における保健所からの指導事項を遵守してください。

（４）飲食品目について

- 取扱食品は、具材等を含め**必ず当日調理**し、十分加熱処理したものを販売してください。前日に作り置きしたものや、直接手を触れて調理するものは取り扱いできません。

■取り扱い可能

分類	食品例
煮物	おでん、豚汁等
焼き物	たこ焼き、お好み焼き、焼き鳥、イカ焼き等
揚げ物	から揚げ、ポテトフライ、アメリカンドッグ等
麺	焼きそば、焼うどん等
焼き菓子	カステラ、今川焼、焼団子、焼きまんじゅう等
揚げ菓子	ドーナツ、揚げまんじゅう等
飲み物	生ビール、缶ジュース等
その他	アイスクリーム（完成品に限る）

※缶ビール・缶酎ハイは、紙コップ等に注いでから提供してください。

■取り扱い不可

分類	食品例
ご飯もの	寿司、おにぎり等
生もの	さしみ、サラダ等
生クリームを使用したもの	クレープ、パンケーキ等
その他	冷やしきゅうり、かき氷、水あめ、ビン入りの飲み物

- 販売物の変更は出店者説明会までにお知らせください。それ以降の変更は認めません。
- 飲食品目（取扱食品）につきましては、保健所の指導に従っていただきます。

8 火気・電気の使用

(1) 消火器の設置

- ・火気、電気を使用する場合（※下記（2）対象器具参照）には、**消火器の設置が義務**付けられています。出店申込時に「露店等の開設届出書」を提出し、消火器を準備したうえで出店してください。なお、有料レンタル（1台：2,200円）もできますので、ご相談ください。

※当日、消防署員による現地確認があります。消火器の用意ができていない場合は、出店ができなくなりますので、ご注意ください。

- ・消火器とは、業務用消火器（「消火器の技術上の規格を定める省令」第1条の2第1号に定めるもので、設計標準使用期限内のもの）とします。なお、エアゾール式簡易消火具及び住宅用消火器は該当しません。

(2) 対象器具

分類	対象器具例
気体燃料を使用する器具	ガスコンロ、カセットコンロ等
液体燃料を使用する器具	発電機、石油ストーブ等
固体燃料を使用する器具	バーベキューコンロ、七輪等
電気を熱源とする器具	ホットプレート、綿菓子製造機等

(3) その他

- ・プロパンガス等の火気取扱いについては、十分注意してください。
- ・その他詳細については、出店者説明会における消防署からの指導事項を遵守してください。

9 備品

(1) テント、机、イス等

- ・テントは実行委員会で用意します。【テントサイズ：2.7m×3.6m】
- ・各テントには、机1台、イス2脚を用意します。それ以上必要な場合は、別途有料で承ります。
- ・そのほかの必要器材は、各出店者で用意してください。**なお、それらの器材の紛失について、実行委員会は責任を負いません。**

(2) 備品の貸出について

- ・机、イス等の追加備品や、電気使用の申込みは、所定の費用（P 3参照）を添え、申込時に行ってください。なお、申込み後に内容の変更がある場合は、出店者説明会までに申し出てください。
- ・貸し出した備品は、出店者の責任のもと管理し、紛失・破損等が生じた場合は、実費により弁償していただきます。

(3) 電気設備

- ・電気器具用コンセントは、出店者の申込みにより実行委員会が設置しますので、それ以外のコンセントや他テントのコンセントは使用しないでください。
- ・2口コンセントとなっています。事前に使用する電気製品の電気使用容量を十分にチェックし、容量が超えないように注意してください。
- ・申請書に記載いただいた電気製品一覧を、当日テントに掲出します。**事前に申請のない電気製品の使用を確認した場合、その場で電気製品の利用を中止していただくとともに、迷惑行為とし、会場内で発生した損害を負担していただきます。**
- ・安全対策上、1つのコンセントから2つ以上の配線をすること（タコ足配線）を禁止します。また、電気製品のプラグの先端が曲がっているもの、壊れているものは事故防止のため使用しないでください。
- ・ホットプレート、冷蔵庫等電気容量が大きいものの使用を避け、代用品（ガスコンロやクーラーボックス）の活用をお願いします。
- ・発電機の使用は可とします。使用する団体は近隣の出店者の方に同意を得るとともに、会場内のイベントの迷惑とならないようにしてください。

10 会場美化（ゴミの適正処理）について

(1) 会場美化

- ・出店箇所とその周辺の清掃は、随時行ってください。また、著しく会場を汚すものや、清掃しにくいものの販売等は避けてください。
- ・生ゴミでいっぱいになったゴミ袋は、衛生上、直ちにごみ収集車へ運んでください。

(2) ゴミの処理方法等

- ・ ゴミの削減に努めてください。
- ・ ゴミ袋は透明または半透明のものを使用し、**必ず団体名**を明記してください。
- ・ ゴミは分別してから指定の集積場所へ搬出してください。分別できていないものはお持ち帰りいただく場合があります。なお、分別は以下のとおりです。

分類	搬出時間	備考
可燃ゴミ	午前9時30分から 午後4時30分まで	生ゴミ、汚れたプラスチックや 発泡スチロール類含む
缶・資源プラス チック		汚れていないもの
段ボール	午後2時30分から 午後4時30分まで	折りたんでひもで縛ったもの
発泡スチロール		汚れていないもの

※ゴミ収集場所では係員の指示に従ってください。

- ・ 以下のゴミは収集しませんので、持ち帰ってください。

- ① 24cm×24cm×35cm を超えるゴミ
- ② 調味料等、出店者から出るビン
- ③ 不燃ゴミ、有害ゴミ（電池等）



1.1 搬入・搬出

物品の搬入出については、必ず以下の事項を守ってください。守らない場合は、**出店を取り消します。**

(1) 搬入出時間

区分	時間
搬入	10月27日（金）午後4時00分から 28日（土）午前8時45分まで
搬出	10月28日（土）午後4時00分から 午後5時00分まで

※市職員駐車場（諏訪小学校北側）の前面道路は、28日（土）午前8時30分から午後5時まで歩行者専用道路となります。車両の通行はできません。

※搬入した物品等は、各団体において管理してください。

- (2) **文化の杜公園内への車の乗り入れは禁止です。** 模擬店出店者用駐車場から台車等を使用して搬入出願います。台車等を使用する場合は、他の参加者や来場者の妨げとならないように十分注意してください。
- (3) 1店につき駐車場1台分を用意します。必ず指定された駐車場を利用し、他の場所に駐車しないでください。

1.2 出店取り消し等について

次の(1)～(5)の場合は出店を取り消します。なお、納入済みの出店料等は返金しません。

- (1) 「3 参加資格・条件」(P2)に示す要件に適合しないと判明した場合
- (2) 申込みに際して、必要書類の記載内容に虚偽の事実があった場合
- (3) 「誓約書(当日従事者名簿を含む。)」を提出しない場合
- (4) 出店者説明会を無断欠席した場合
- (5) 飲食物を取り扱う団体で、調理従事者の細菌検体検査結果を確認できない場合

※そのほか、出店申込みから店の片付け・清掃まで、出店要領に定める事項やその他注意事項を守らなかったり(会場内への車の乗り入れ等)、粗野又は乱暴な言動により周囲の人に迷惑をかけるなど、「富士見ふるさと祭りにふさわしくない」と実行委員会が判断した場合は、出店を取り消し、次回以降の出店もお断りします。また、当日であっても出店は取り消します。代表者は、各従事者に周知してください。

1.3 その他

- (1) 当日が雨天の場合も、富士見ふるさと祭りが中止にならない限り出店は可能です。出店者の判断で出店してください。なお、ふるさと祭りが中止となった場合は、各模擬店代表者の方へ事務局から連絡します。
- (2) 当日は、出店者説明会で配布した「出店許可証」を必ず持参のうえ、外から見える場所に掲示してください。
- (3) 出店区画は、出店者説明会で決定した場所を守ってください。テント外、**特に園路沿いに商品やイス・テーブルを並べる行為は禁止します。**

- (4) ハンドマイク・スピーカー・大声等での呼び込みは禁止します。
- (5) イベントの性質上、各種マスメディアにより撮影されたものが、新聞・テレビ等で公開される可能性があります。また、主催者による記録写真等に参加時の活動及び肖像が残り、これらが今後の富士見ふるさと祭りの広報活動において印刷物や市ホームページ等に使用される場合があります。代表者は、各従事者に説明のうえ、同意を得て応募してください。
- (6) 申請した事項に変更が生じたときは、事務局（協働推進課）までご連絡ください。

【問合せ】

〒23 富士見ふるさと祭り実行委員会事務局（協働推進課内）
所在地：富士見市大字鶴馬1800番地の1（富士見市役所2階）
電話：049-252-7121（直通）
FAX：049-254-2000
担当：富永、坂爪、瀬戸、田中

